

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 総務課

会議の名称	茅野市公の施設指定管理者選定審査会		
開催日時	平成 28 年 7 月 6 日（水） 午後 3 時～4 時 25 分		
開催場所	茅野市役所 7 階 7 0 2 会議室		
出席者	<p>【審査会】松木修治会長、小平守委員、伊藤孝委員、羽吹秀臣委員、小平美保子委員、樋口尚宏委員</p> <p>【事務局】田中総務課長、井出行政係長、大橋行政係主任</p> <p>【施設所管課】小林健康福祉部長、國枝産業経済部長、竹内地域福祉推進課長、金井福祉業務係長、北澤高齢者・介護保険係長、柳平観光係長、藤澤観光係主査</p>		
欠席者	鳥居陽介副会長		
公開・非公開の別	公開	・一部非公開	・非公開
	傍聴者の数	0 人	
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
総務課長	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱書交付 樋口副市長から松木委員、小平委員、伊藤委員、羽吹委員、小平委員に委嘱書が交付される。</p> <p>3 理事者挨拶 何かとお忙しい中、本日は茅野市公の施設指定管理者選定審査会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 本来ですと茅野市長が参って、ご挨拶させていただくところですが、公務が重なってしまいました。私も委員ということですので、本当はそちらの方に座らなければいけない立場ですが、お願いするという立場で市長に代わってご挨拶をさせていただきます。 只今は、委嘱をさせていただきました。本日から 2 年間という任期であります。大変お世話になりますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。 この指定管理制度でございますが、平成 15 年地方自治法の改正によりまして、新たに設けられた制度でございます。趣旨としましては、市が設置する公の施設の管理運営、これを民間事業者の手法を活用することで、市民サービスの向上や行政コストの縮減を図る、これを目的として制度化されたものでございます。 茅野市では、平成 16 年の 9 月に制度化をいたしまして、今年で 13 年目になるところでございます。茅野市の現在の状況でございますけれども、今回の案件にもございます市内 6 温泉施設、白樺湖温泉、それと高齢者福祉センター、これを含めまして 11 施設について指定管理者を指定してございます。なお、請け負った業者は 4 業者となっております。この 13 年間で概ね順調に指定管理、適切な運営をしていただいております。また、市民サービスの面でも、指定管理者制度を導入したことによって、サービス</p>		
副市長			

の質の向上が図られ、施設設置の目的の効果的な運営がなされているという風に思われるところでございます。

委員の皆様には、この制度の目的に沿った視点により、それぞれの施設の指定管理者として選定候補となった団体、会社などを審査していただくこと、また、本日の案件にもございます募集要項、これにつきましてもご審議をいただくこととなりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、本年の委員さんにつきましては、この名簿にもありますように、今まで経営分野、それから経営情報分野、そして会計分野とそれぞれに識見のある方をお願いしていたわけでございますけれども、今回からはそれに加えて、雇用に関する管理、いわゆる労務分野、それと男女共同参画、そういった分野で女性の立場の方にもお願いをいたしましたので、よろしくお願いをしたいと思います。それぞれの専門的な立場からご意見をいただき、幅広く、より深い審査を賜りますよう、ご期待を申し上げるところでございます。

それと、指定管理を指定している施設の他にも、市が直営している色々な公の施設がございます。これらにつきましても今後、指定管理の制度の導入を市としましては検討して参りたいとも考えております。

本日は、次第にもございますとおり、指定管理者の公募要項、これにつきまして、お諮りをするものでございます。どうぞご審議のほどをよろしくお願いをしたいと思います。開会にあたりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくおねがいたします。

4 会長及び副会長の互選

それでは、会長さんが決まるまでの間、私の方で議事を進めさせていただきます。

この審査会の会長及び副会長の互選をお願いします。委員さん方、ご意見をお出しいただきたいと思っております。

～ 特に意見は無かった ～

特にご意見がないようですので、事務局としての考えはありますか。

前回までの審査会では、会長を商工会議所の松木副会頭さんに、また、副会長には諏訪東京理科大学の鳥居先生をお願いした経過がございます。

こちらとしましては、お二人に引き続きお願いできればということでございます。なお、今回、鳥居先生ご欠席であるわけですが、もし事務局案という格好になった時に、皆さんからご了解いただけるのであれば、お受けいただけるということでお話をいただいております。このような考えですが、委員さんの中でご審議をいただいておりますのでお願いいたします。

今、事務局からの説明で、会長に松木修治さん、副会長に鳥居陽介さん、というご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

副市長

副市長

事務局

副市長

副市長	<p>それでは、会長に松木委員、副会長に鳥居委員ということで、決定いただいたということをお願いします。</p>
副市長	<p>それでは、ここからの議事進行は、会長さんをお願いしたいと思いますので、会長さんは会長席に移動していただいて、私も委員の席に移動させていただきます。</p>
会長	<p>会長挨拶 皆様にご推挙いただきまして、会長というちょっと任が重すぎるような気もいたしますけれども、一生懸命やりますのでよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>5 審議会等の会議の公開について ここからは、規定に従い私が議事を進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、「5 審議会等の会議の公開について」であります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、審議会等の会議の公開についてご説明させていただきます。 本日、「審議会等の会議の公開について」という資料をお配りさせていただきましたので、ご覧ください。 平成 22 年度から、審議会等の審議状況を市民に明らかにし透明性の向上を図るとともに、市政への理解と信頼を深め開かれた市政を実現するために、審議会等を公開しています。 公開については、資料の 4 枚目、別紙 2 にあります「審議会等を非公開とする基準」に該当する場合は、会議を非公開とすることができますが、それ以外の場合は原則公開となります。 簡単に審議会等を非公開とする基準についてご説明させていただきます。まず「1」として、法令等の規定により会議を公開することができない場合です。 次に「2」として、茅野市情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当する事項の審議等を行う場合です。 具体的には、(1)として「法令の規定により明らかに公開することができない情報」。 (2)として「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの」。 (3)として「法人その他の団体に関する情報等で公開することにより法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」。 (4)として「国又は地方公共団体からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあるもの」。 (5)として「市の内部等における審議、調査等に関する情報で、公開することにより当該審議、調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」。 (6)として「市等の事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」。 (7)として「人の生命、身体及び財産の保護等公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報」。 次に「3」として、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合です。</p>

会長	<p>この茅野市公の施設指定管理者選定審査会についても、これまで何回か開催されてきましたが、案件によって公開になる場合と非公開になる場合があります。</p> <p>実際に候補者を選定する場合は、法人の秘匿情報が含まれるということで非公開となっていますが、募集要項を審査する場合は、公開となっています。今回の案件は公募要項についてですので、非公開とする内容ではないかと思われませんが、公開とするか非公開とするか改めてご審議をお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対しまして、質問やご意見がありましたらお願いします。</p>
会長	<p>(意見等は出されなかった。)</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、本日の会議は、公開ということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との声あり。)</p>
会長	<p>それでは、本日の会議は公開とします。</p>
会長	<p>6 審査事項</p> <p>(1) 茅野市温泉施設の指定管理者募集要項について</p> <p>それでは、続きまして次第の6「審査事項」に移ります。3件あるので、1つずつということですのでよろしいですか。それでは、次第(1)の「茅野市温泉施設の指定管理者募集要項について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (地域福祉推進課)	<p>皆さん、こんにちは。私から、審査事項(1)の茅野市温泉施設の指定管理者募集要項について説明をさせていただきます。</p> <p>～以下、資料に従って説明～</p>
会長	<p>ただいまの説明に対しまして、質問やご意見がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>3つの書類をいただいたのですが、全てに通じた意見となります。</p> <p>例えば、今の要項ですと4ページ3の(3)関係法令の遵守に、「労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令」というところですけども、今の時代といいますか、法務省で違反が見つかったのが、厚生年金に関して、不正に給与を下げて報告して社会保険料を減額しようという行為が見受けられて、指名を取り消されております。</p> <p>そういったことから、やはり、今、建設業の入札においても、厚生年金といえますか、社会保険未加入事業者は入札できないことになっております。例えば、雇用保険に入れない、社会保険に入れないなど、普通の労働者と同じ状態で働いている正社員と思われる人であっても、いわゆる非正規雇用ということで、国の重大政策でもある非正規雇用者の解消ということもござい</p>

	<p>ますので、やはりこの要項にも基準法だけではなく、労働基準法、労働安全衛生法、雇用保険法、厚生年金法等の関係諸法令という風に付け加えていただきたいと思います。</p>
事務局（地域福祉推進課）	<p>わかりました。具体的にお聞きしましたので、それを入れて、更に関係諸法令という形で詳しく入れさせていただきます。</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。その他に何かございますか。</p>
委員	<p>まだ後の案件ですが、3番目の塩壺の湯の高齢者福祉センターは別の指定管理募集要項のとなっていますが、実際には、その同じ場所にあるわけですよね、塩壺の湯と高齢者福祉センター。現在のところ、将来的に、もし違う業者さんが受ける可能性があるとするれば、同じ場所にある施設は、一緒にその募集要項を作って、指定管理者を決めたほうがいいのではないかという風に感じるわけです。施設の新しい・古いというようないろいろな事情はあるのでしょけれども、別々に独立して募集している理由は何ですか。</p>
事務局（地域福祉推進課）	<p>この要項にある温泉施設と、後に出てきます高齢者福祉センター「ゆうゆう館」は、まず第一に、6温泉施設は、市民の皆さんの福祉コミュニティー温泉施設です。ゆうゆう館は、高齢者福祉センターということで、高齢者の皆さんのための施設でありまして、設置目的が違うということです。</p> <p>それから、経営の仕方といいますか、6温泉施設は利用料をいただいて、それで運営していくということです。ゆうゆう館は無料の施設として基本的な運営をしていくということです。このように目的が違い、経営形態も違うというところで別々の指定管理者の公募ということで今回お願いをしています。</p>
委員	<p>今おっしゃったように、その建っている目的が違うということは同じ思いなんですけれども、同じところにある2つの施設を、例えばこれを一体とした施設として指定管理を受けた場合は、人員の割り振りとかやりくりが状況によってはうまくできるのではないかと思います。今のところは指定した会社が同じで、その募集は別々ですが、結果的には同じところで受けているわけですが、このような施設相互の人員交流機会というのはないのですか。</p>
事務局（地域福祉推進課）	<p>温泉施設については、それぞれの温泉施設で社員の皆さんの異動とかがありますけれども、ゆうゆう館については、同じ会社が指定されていますが、その社員は別というか、温泉施設社員との交流といったところはあまり聞いていません。</p>
委員	<p>要するに、皆さんの立場からすれば、別々の目的の施設だけれども、委任している会社から見れば、一つの会社がやっているわけですよね。結局は同じ会社の社員が、人が違うと別々にやっているのだらうと思いますが、経営者目線で言えば、一括で受けたほうがその時の状況によって、人を使い分けるようなことが出来たほうが、経理的にも特に有料の施設はプラスになる場面があるのではないかと思うところです。その辺はどうですか。</p>

事務局（地域福祉推進課）	<p>そうですね。現段階ですと、茅野市総合サービス株式会社という一つの会社に指定管理をお願いしていますので、その中での考え方になってくるかなと思います。</p> <p>市としましては、それぞれが別の目的で別の運営形態になっていることから、それぞれを公募することでお願いしたいということですが、応募する会社側がそのところをどう考えるかというところもあるかなと思います。</p>
委員	<p>逆に言うと、他の温泉施設が一括で指定管理なものですから、塩壺の湯だけ独立して高齢者福祉センターと一緒にするというのは、市側とすれば抵抗があると思うけれども、将来的に、民間の優秀な会社が指定管理を受けるような場面があるとすれば、私の言ったようなことも十分検討に値すると思います。一括で運営するために経営的にも有利に働く場面が出てくると思います。分かりやすく言えば、今日はこっちでは暇で従業員は遊んでいるのに、こちらは忙しくて人が足りないというようなことが当然あると思います。</p>
事務局（地域福祉推進課）	<p>いわゆる効率的な運営ということを考えると、当然そういった提案をしていかないといけないと思いますね。</p>
会長	<p>使用目的はそれぞれ違うと思いますが、会社の方とすれば、今、小平さんの言うような形が望ましいところもあると思いますが、現在は、一社ですね。何社も公募はありましたか。</p>
事務局（地域福祉推進課）	<p>前は2社です。</p>
委員	<p>前は2社ということで、クリアしないといけないハードルが多くあれば、少し引いておく会社もあったという風を感じることもありますね。やはり、現在指定されている茅野市総合サービス㈱も、働いている人はどちらかと言えば茅野市に近い感じで、民間の企業にとっては少し距離があるという感じがするのだと思います。そういうところでもう少し民間の発想が入ってくると、経営内容とかサービス内容とか、まあ効率性だけのことを言うてはいけないけれども、そういうことも市民サービスに繋がってくるのではないかなという感じがします。</p> <p>その辺のところも前向きに考えてもらいたいのかなという気がしますね。ただし、効率だけで、先ほどの問題のような人件費を削減することだけに囚われないように、色々な条件を形にしないといけないと思います。けれども、やはり民間の企業の効率的なところを、もう少し柔軟に取り入れて出来るようにするのがいいのかなという感じもします。</p>
会長	<p>他の委員さんはどうですか。</p>
委員	<p>特にありません。</p>
委員	<p>今お話しされた内容を、今後考えていただければいいと思います。</p>

会長	<p>はい。それでは「茅野市温泉施設の指定管理者募集要項」につきまして、了承ということによろしいですか。</p> <p>（「異議なし」との声あり。）</p>
会長	<p>それでは、了承ということで。改善点は、検討していただきまして、出来るだけよそから参入しやすい、競争原理といいますか、そういったことが出来るような形で今後考えていただければという風に思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>（2）茅野市白樺湖温泉総合施設の指定管理者募集要項について それでは2番目の「茅野市白樺湖温泉総合施設の指定管理者募集要項について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（観光課）	<p>私から、審査事項（2）の茅野市白樺湖温泉総合施設の指定管理者募集要項について説明をさせていただきます。</p> <p>～以下、資料に従って説明～</p>
委員	<p>このシステムは、何か条件がございますか。</p> <p>前案件の温泉施設とは違って、観光ということですね。それで、これは赤字になっているようですが、どういう収支状況になっていますか。</p>
事務局（観光課）	<p>現在の指定管理者は茅野市総合サービス株式会社となっております、部門ごとに経営状況を出していただいたところ、年間で数百万の赤字ということで、一般公募をさせていただいています。</p>
委員	<p>それでは、単独で受けてもらうには抵抗がありそうですね。</p>
事務局（観光課）	<p>この部門のみだと赤字ということで報告はいただいています。</p>
委員	<p>いい施設なのに、それももったいないですね。全体の観光客が減っていることもありますから、観光課でもう少しPRすればと思うところですね。ここだけというわけにもいかないと思いますが、温泉にわざわざ入りに来るような魅力のある温泉というふうには。</p>
事務局（観光課）	<p>温泉は源泉が31度でして、これが低いというのが経費の上乗せに繋がっています。もっと温度の高いお湯が出てくれば、一斉に売り上げに繋がりが、経営もだいぶ楽になるわけです。</p> <p>そういったところからも草津のような売り出しもできてない状況でございます。</p>
委員	<p>この施設は、何年経過していますか。</p>

事務局（観光課）	20年です。
委員	そんなに古いって感じでもないですね。
事務局（観光課）	建物自体は、そんなに古いって感じではありません。ただ、施設ですけれども、ボイラーとかがかなり老朽化してきておりますので、ここで一度入れ替えがございましたし、ヒートポンプの結露についても温泉の場合5年くらいの耐用年数ですので、そう考えるとかなりの年月が経っていると感じるところです。
会長	他にご意見はありますか。
委員	要項内の文章ですが、すずらんの湯の上から6番目の「温泉施設は多様化する住民ニーズにより、効果的」とありますが、他の要項は「多様化する住民ニーズに、より効果的」となっており、句点の位置が違うんですけども、これは意図的にこのように文章を作ったのでしょうか。
事務局（観光課）	句点の位置ですね。他の要項に合わせるため修正をさせていただきます。
会長	他にご意見はありますか。
委員	先ほど会長が言われたように、今後、温泉に入りに来るっていう人が増えてくれればいいのですが。美人の湯だとか、そういうプラスアルファの売りがあるといいのですが、なかなかそういうことも難しく。そういうところで、茅野市では広域的な観光をどうしようかというところです。 例えば、ビーナスラインとか、沿線の自治体に声をかけて、全体で盛り上げていこうとかですね。そういったところから集客に繋げ、なるべく増やしてその方々に温泉に入ってもらい、マラソンの駅伝の合宿の誘致をする、選手に例えばプラスアルファのものを付けて入ってもらいとかいろいろな策を考えています。
委員	そういう例えばトレーニングみたいに何か併設してあるとか、観光面で白樺湖全体のお客が減ってきているところですが、やっぱりあそこの温泉に行ったらちょっとリラックスしたり、トレーニングしたりというような、なんかプラスのものがあるといいですね。マイナス面だけで指定管理者を総合サービスの全体の中でやるって言っても、これは長続きしない話になると思います。単独で経営が成り立つように、もう少しこう知恵を絞らないといけないと思います。 それにはある程度の設備投資をしないとなりません。今、観光っていうのは、非日常、そういう何か違う魅力がないと。例えば大江戸温泉とかのように温泉施設だけでお客を呼んでくるとか。そこまでやれとは言わないけれども、そういった利用者が行きたくなる工夫を観光課の方でも考えたりしながら、もう春からぜひこの指定管理者になりたいってところが何社も出てくるような、そういう施設に是非してもらいたいという気がします。マイナス面だけが前面に出ているのは、少し気の毒だと思います。

事務局（観光課）	<p>白樺湖は、健康をテーマとして再発信していこうということで、何年か前からやっているところです。樋口委員が話されたように、健康をテーマとしてジョギングロードの整備をしまして、今年、大体茅野市側の白樺湖周辺がほぼ完成いたします。それと合わせるように、今度ジョギングロードと温泉というものもタイアップして売り出しをしていこうということで今、始めております。その中で、大学駅伝の出場校が合宿されているところを前面に打ち出して、大学の選手が使うくらいいい場所なんだということで売り出しをしていただくなど、新しいことをやっていこうと考えております。</p> <p>白樺湖には、立科町が3分の1程度入るのですが、そちらも来年に完成をしていただくという計画の中で進んでおりますので、今しばらくその方向で頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
委員	<p>周辺の整備も必要ですが、マラソンの時のデータが出るような器具とか、そういうトレーニングに効果があるような器具を併設するというようなこともあればいいと思ひます。お金のことを考えないでいろいろ言っていますが、そんなところも踏まえて考えてもらって、是非お願ひしたいと思ひます。</p>
会長	<p>皆さん、この案件はよろしいですかね。</p> <p>それでは、すずらん湯についての募集要項は、先ほどの修正をしていただけたということで、了承してよろしいですね。</p> <p>（「異議なし」との声あり。）</p>
会長	<p>（3）茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯の指定管理者募集要項について それでは、3番目の「茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯の指定管理者募集要項について」を、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（地域福祉推進課）	<p>それでは、審査事項（3）茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯の指定管理者募集要項について説明をさせていただきます。</p> <p>～以下、資料に従って説明～</p>
会長	<p>ただいまの説明に対しまして、質問やご意見がありましたらお願ひいたします。</p>
委員	<p>募集要項には関係ない話になりますが、利用が年間5万人ちょっとですね。無料の施設のため、どういう営業努力をしているか分からないのですが、赤字で困っているそれぞれの温泉施設でも8万から9万人入っているのので、そのへんのところをしっかりと汲んだうえで、運営してもらいたいと思ひます。</p> <p>他の温泉施設と比べても、体の湯分の抜けが一番少ないという立派な施設を持っていて、悪い言い方をすれば入場料で収益を上げているわけではないので、キチンとまわっていればいいという運営をされているだけでは困るということです。</p>

事務局（地域福祉推進課）	この施設につきましては、ご利用されている方が特定されています。
委員	それは理解したうえで話しています。
委員	<p>全般的に茅野市の温泉施設っていうのは、全国のことには知らないけれども、茅野市が誇っていい施設だと思います。有料又は無料にしても、市内にこれだけ安い温泉保養施設、保養施設と言えるかはわからないけれども、温泉施設がこれだけ充実して各地区にあるわけですから、もう少しみんなが喜んで、楽しんで、誇りに思いながら利用できる施設というふうになり得ると思います。ただ施設があるということだけではなくて、利用者にもっと利用してもらうような努力や、これを外に向かって、茅野市はこんないい市だによってPRすることで、逆にIターンを狙うなど、観光面も含めて一つのキャッチフレーズにもなる施設だと思います。</p> <p>全体で、もう少しこの素晴らしい、せっかく多くの税金を使って施設を建てていただいているわけですから、もっとどんどん活用していけるような施設にしてもらいたいという風に思います。</p>
会長	他に何かありますか。
委員	特にありません。
委員	管理地の航空写真ですけど、他の施設は駐車場まで含めてあるのに、これだけ駐車場が抜けています。駐車場の管理は別ということですか。
事務局（地域福祉推進課）	こちらの駐車場は、前案件の温泉施設の駐車場になります。ゆうゆう館の駐車場は建物の北側になりまして、写真で言いますと上側と左側の駐車場になります。なので、ゆうゆう館とすると、建物の上側と左側の駐車場の管理をお願いすることになります。
委員	ということは、この高齢者福祉センターっていうのは募集には入らないということですか。温泉施設の塩壺の湯とは違うのですか。
事務局（地域福祉推進課）	高齢者福祉センターというのが、高齢者のための温泉施設になります。
委員	それでは、図面のその施設の下にあるのは。
事務局（地域福祉推進課）	前案件で説明させていただきました6温泉施設の中の一つになる温泉施設です。
委員	実は、隣接しているところになります。このことは、先ほど話しがありましたようなことも含めてぜひ検討の中に入れていただきたいと思います。管理運営も含めて全体の温泉施設が充実して、全ての施設をPRするというか、みんなの認識の中に入るように。

委員	それを、今は別々で公募しているということですね。
会長	それを、出来るだけ同じような形で検討してもらいたいという意見を、先ほどいただいています。
委員	お聞きしますが、ここのお風呂は、65歳以上の人だと誰もがふらっと行って、無料で入れるのですか。
事務局（地域福祉推進課）	開いているときであれば、いつでもお入りいただけます。ご利用につきましては、一人でご利用される場合もありますし、高齢者クラブのように団体で利用される場合もあります。
委員	その施設には、いわゆる普通の浴室があるのですね。
事務局（地域福祉推進課）	はい。ございます。
委員	塩壺の湯の65歳以上の利用は、有料にも拘らず4万人から5万人近くありますよね。単純なことを言うと、お金払ってもそっちへ5万人の人が入っているっていうのは何故でしょうか。お風呂の質が違うとか何か違いがあるのですか。
事務局（地域福祉推進課）	源泉は同じですし、泉質も同じです。
委員	利用料金を払ってまで、65歳以上の人が入るっていうことは、こちらの方がいい理由があるわけですよね。
事務局（地域福祉推進課）	その米沢温泉塩壺の湯には、浴室に冷泉というのがあります。それから、ドライサウナとかミストサウナとかそういうものがあります。行かれる方は多いです。
委員	浴室としては、塩壺の湯の方が恵まれているというか、設備があるというかそういうことですか。 同じような施設をそろえれば、当然無料のところへ人は行くと思います。その辺の棲み分けには理由があって、こういう風に作ったところですね。
事務局（地域福祉推進課）	はい。そういうことになります。
委員	サウナは、割と人が集まりますね。
委員	素晴らしい施設がたくさんあって。全部これサウナあるわけだよね。
事務局（地域福祉推進課）	はい。ございます。

委員	そうですね。いいところですね。例えば、ずっと回ってポイント貯めるとハワイに行けるとか、そういうのがあるのもいいと思いますが。
事務局（地域福祉推進課）	そこまではないですけど。スタンプラリーによる入浴特典もあります。
委員	指定管理者独自でやる事業みたいなものはどうぞやって下さいという感じ、そういうことですね。色々アイデアを出してもらって。
委員	指定管理者はたくさん来れば収入が増えるのですか。別にたくさん来たから市の助成を減らすってことはないのですか。
委員	根本的に、指定管理者の予算のことまでは分からないということですけども。基本的には指定管理者の収入になると思います。
会長	他に、何かありますか。この案件について了承ということでもよろしいでしょうか。
	（「異議なし」との声あり。）
会長	7 その他 審議事項は以上ですが、その他ということで、この際ですからどんなことでも結構ですから、何かご意見があれば、この際言うておいて下さい。
委員	温泉施設につきましては、委員のみなさんにも一度見ていただくこともよいかと思います。
会長	そうですね。ぜひ、一度はお願いしたいと思います。
委員	先ほどの案件への質問ですけど、高齢者っていうのは65歳以上ですよ。ね。 その中に、65歳未満の方が入ってらっしゃいますけれども、これは付き添いで来られた方ですか？
事務局（地域福祉推進課）	付き添いの方。あるいは障害をお持ちの方もいらっしゃいます。
委員	その障害者の枠の中には、65歳未満ということで分かれているということですか。
事務局（地域福祉推進課）	障害者は別になっておりまして、ここの65歳未満というのは付き添いで来た方と、高齢者クラブに加入されている65歳未満の方が実際にいらっしゃいますので、その方々について65歳未満という集計をしています。
委員	指定期間が平成29年の4月1日から平成34年の3月31日の5年間と明記されていますが、ここの表には33年度ってありますが、33年度ということになるのでしょうか。

事務局（地域福祉 推進課）	年度標記となりますと、平成 33 年の 4 月 1 日から 34 年の 3 月 31 日が事業年度として平成 33 年度となるので、表には平成 33 年度という表記をしています。ちょっとわかりづらくて申し訳ありませんでした。
委員	どちらか統一したらよろしいのではないかと思いますけれども。
事務局（地域福祉 推進課）	そういうこともありますね。ご意見ありがとうございました。
会長	他に何か、よろしいですかね。 それでは、本日の審査会は、閉会とさせていただきます。 ご協力ありがとうございました。